

(平成22年4月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

厚生年金関係 10 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 17 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 12 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成4年8月1日から5年12月22日までの期間については、事業主（A社）が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を4年8月から5年11月までは53万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成8年4月1日から同年8月31日までの期間については、事業主（B社）が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を8年4月から同年7月までは59万円に訂正することが必要である。

さらに、申立期間のうち、平成8年8月31日から同年11月12日までについて、その主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主（A社）により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を同年8月から同年10月までは59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

さらに、申立期間のうち、平成9年4月21日から同年12月31日までに係る厚生年金保険料を事業主（C社）により給与から控除されていたことが認められることから、資格取得日に係る記録を平成9年4月21日に、資格喪失日に係る記録を同年12月31日とし、当該期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成9年4月から同年11月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年8月1日から5年12月22日まで
② 平成8年4月1日から同年8月31日まで
③ 平成8年8月31日から同年11月12日まで
④ 平成9年4月21日から同年12月31日まで

私が添付した源泉徴収票によると平成2年から9年の間は、金額的に

は大差がないが、申立期間①、②及び③の標準報酬月額については、著しく違いがある。また、申立期間④については、C社に在籍しており、社会保険料も控除されているが、年金記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社は、平成5年12月22日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、オンライン記録により、その約3か月後の6年3月4日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が4年8月から5年11月までの期間については53万円から30万円に遡及^{そきゆう}して訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立期間①当時は取締役であったことが確認できる。

しかし、申立期間①において申立人が雇用保険に加入していることが確認できる上、同社の従業員だった者は、「申立人は現場をまとめたり、D（職種）の仕事をしており、社会保険の手続等をすることは無かった。」と供述していることから、申立人は、当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような遡及減額訂正処理を行うべき合理的理由はなく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成4年8月から5年11月まで53万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②については、B社は、平成8年11月12日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、オンライン記録により、その17日後の同年11月29日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が同年4月から同年7月までの期間については59万円から9万8,000円に遡及して訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、B社の閉鎖登記簿謄本より、申立期間②当時は代表取締役であったことが確認できるが、申立人は、「雇われの社長であり、社会保険の手続等に関与しておらず、会社の代表者印は、当該事業所の実質的な経営者が持っていた。」と供述しているところ、同社の元従業員は、「申立人は、代表取締役だったが、社会保険の手続などの事務的な仕事をするには無く、現場をまとめたり、D（職種）の仕事をしてきた。会社の代表者印については、実質的な経営者が別において、その者が持っていたのではないかと思う。」と供述していることから、申立人は、当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような標準報酬月額の遡及減額訂正処理を行うべき合理的理由はなく、申立期

間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成8年4月から同年7月までは59万円に訂正することが必要である。

- 3 申立期間③については、申立人が所持するB社の平成8年分の給与所得の源泉徴収票により、申立人は、申立期間③についてその主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主（A社）により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事業は無いことから、行ったとは認められない。

- 4 申立期間④については、雇用保険の加入記録及び申立人が所持するC社の平成9年分の給与所得の源泉徴収票により、申立人が申立期間④に当該事業所に勤務し、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間④の標準報酬月額については、当該事業所の平成9年分の源泉徴収票において確認できる報酬月額から、59万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、申立期間④当時、当該事業所は、平成8年11月12日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、当該事業所の閉鎖事項全部証明書から、14年3月15日に株主総会の決議により解散していることが確認でき、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間④において、C社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間④に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 1 日から 42 年 10 月 21 日まで
私の厚生年金保険被保険者期間を確認したところ、昭和 36 年 7 月 1 日から 42 年 10 月 21 日までの A 社（現在は、B 社 C 部門）に勤務した期間について脱退手当金を受け取ったと記録されているが、私は脱退手当金を請求した記憶も受け取った記憶も無いので納得できない。再調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 年 2 か月後の昭和 43 年 12 月 27 日に支給されたこととなっている上、当時の複数の同僚は事業主による脱退手当金に関する説明及び代理請求は無かったと供述していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求をしたとは考え難い。

また、申立人と同じ事業所の厚生年金被保険者で、オンライン記録において脱退手当金の支給を確認できた者の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示があるものの、申立人の被保険者名簿にはその表示が無いことを踏まえると、申立人に脱退手当金が支給されていたとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の 2 回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、3 回の被保険者期間のうち、2 回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月11日、同年12月17日及び16年8月10日は53万円に、同年12月15日は58万円に、17年8月10日は55万円に、同年12月20日、18年8月8日及び同年12月20日は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月11日
② 平成15年12月17日
③ 平成16年8月10日
④ 平成16年12月15日
⑤ 平成17年8月10日
⑥ 平成17年12月20日
⑦ 平成18年8月8日
⑧ 平成18年12月20日

私の年金記録を確認したところ、A社での申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧についての賞与に係る記録が無いが、賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した、申立期間に係る賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①から⑧に係る標準賞与額については、賞与支給明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①、②及

び③は 53 万円、申立期間④は 58 万円、申立期間⑤は 55 万円、申立期間⑥、⑦及び⑧は 50 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は既に閉鎖されており、事業主に照会したが回答は得られず、確認することは出来ないが、計 8 回の賞与支払届において、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日は平成5年3月16日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、19万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月16日から同年4月1日まで

私は、平成5年3月16日から9年2月末日までA社C事業所に勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたはずであるが、5年3月16日から同年4月1日までの期間が未加入となっていることに納得できない。D厚生年金基金における加入員資格取得年月日も同年3月16日となっているので、調査の上、その記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった年金支給義務承継通知（厚生年金基金連合会発行）及び厚生年金基金加入員証（D厚生年金基金発行）により、申立人が平成5年3月16日付けでD厚生年金基金に係る加入員資格を取得したことが確認できる。

また、B社は、「申立期間当時において使用していた被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書は、3枚つづりの複写式の様式となっており、社会保険事務所（当時）、厚生年金基金、健康保険組合にそれぞれ提出していたため、厚生年金保険のみ出し忘れることはない。」と回答している。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険加入記録は、平成5年3月16日資格取得、9年2月28日離職となっており、申立期間における勤務実態が確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が平成5年3月16日に申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成5年4月の社会保険事務所の記録から19万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年5月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月26日から同年5月26日まで

私は、昭和42年3月から平成13年9月まで継続してA社に勤務していて、厚生年金の加入期間に空きは無いはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の主張及びA社の人事記録から判断すると、申立人が同社に昭和42年3月から平成13年9月まで継続して勤務し（昭和48年5月26日に同社本社から同社B支部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和52年2月16日）及び資格取得日（同年4月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月16日から同年4月1日まで

私は、昭和40年8月1日にA社に入社し、52年12月1日まで継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落しているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和40年8月に入社し、52年12月1日まで継続して勤務していたと主張しているところ、当該事業所及び申立期間当時社会保険事務を担当していた元同僚は、「申立人は、申立期間も継続して勤務していた。」と証言している上、ほかの同僚は、「申立期間当時、別段変わったことも無く申立人と一緒に勤務を続けた。」と証言していることから、申立人の業務内容に変更は無かったことがうかがえる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和52年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から喪失及び取得

の届出がないにもかかわらず、社会保険事務所がこれら記録処理を行うとは考え難いことから、事業主は、昭和 52 年 2 月 16 日を資格喪失日として届け、この結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 2 月及び同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年2月28日から同年3月27日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格喪失日に係る記録を同年3月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 明治45年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年2月28日から同年3月27日まで
② 昭和53年7月1日から57年6月1日まで

申立期間①について、昭和10年4月から39年11月までA社に継続して勤務したが、同社C支店から同社本店へ転勤した際に厚生年金保険の記録が欠落している。当該期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるから記録を訂正してほしい。

また、申立期間②について、昭和49年5月から58年5月末までD社に継続して勤務したが、その途中で厚生年金記録が欠落している。この間も給与から保険料が控除されていたはずであるから記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、B社が発行した申立人に係る人事記録簿から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(厚生年金保険の適用上は、昭和37年3月27日に同社C支店から同社本店に異動)、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 37 年 1 月の社会保険事務所(当時)の記録から 3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②については、元同僚の所持する D 社に係る住所録及び複数の元同僚の証言により、申立人は、申立期間②において継続して D 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、昭和 53 年 7 月 1 日に資格喪失し、健康保険証を返納した記録が確認でき、雇用保険の記録とも符合し、その後 57 年 6 月 1 日に資格を再取得しており、その間にあたる申立期間②において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、D 社は、既に解散しており、当時の関係資料は無く、申立期間②当時の勤務実態は確認することはできない上、ほかに申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和36年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月25日から同年10月1日まで
私は、昭和34年3月にA社に入社し、平成12年10月に退職するまで継続して勤務したが、同社B支店から同社C支店へ転勤したときの申立期間の厚生年金保険の記録が欠落となっているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した「D（資料名）」及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の詳細な供述から昭和36年10月1日とするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年8月の社会保険事務所(当時)の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和20年4月16日、資格喪失日は同年8月16日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和20年4月から同年7月までの標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月から21年1月まで

私は、学徒動員により、昭和18年4月から20年12月まで、A社に勤務したが、厚生年金保険の加入の認められる19年10月から21年1月まで、厚生年金保険の記録が空白になっていた。これらの期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社は、「当社が保管する『B（資料名）』により、申立人は、昭和20年4月16日に入社し、同年8月15日にC部門解散まで在籍していたと思われる。」と回答していることから、申立人は、上記期間に同社で勤務していたと推認できる。

また、申立人は、「学徒動員により、昭和18年4月よりA社に勤務した。」と主張しているが、D校（現在は、E市立F小学校）は、「申立人は、20年3月に卒業した。」と回答していることから、学徒動員後、申立人は同社に継続して勤務したと推認できる。

さらに、日本年金機構では、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、戦災によりほとんど焼失したため、戦後、社会保険事務所（当時）が同社の保管する『B（資料名）』を基に復元したものであるため、健康保険整理番号に多くの欠番があると説明している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和20

年4月16日から同年8月15日まで継続して勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

以上の事実を前提とすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないと言うべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主はその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和20年4月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時は保険出張所）に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年8月16日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定を準用して1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる場合等、記録の不完全性が明らかな場合には、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点でこれが十分にされているとはいえない。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年4月16日までの期間については、申立人は、「勤労働員学徒として、A社に勤務した。」と主張しているが、勤労学徒については、労働者年金保険施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、労働者年金保険（現在は、厚生年金保険）の被保険者に該当しない取扱いになっていることから、19年10月1日からD校を20年3月に卒業するまで、申立人は、厚生年金保険の被保険者と認めることができない。

また、申立期間のうち、昭和20年8月16日から21年1月までの期間について、A社は、「終戦後は、ごく少数の残務整理要員のみ在籍し、

勤労学徒の出身の申立人が、残務整理したとは考え難い。」と回答している上、「資料は、戦災によりほとんど焼失し、その後災害で一部流出したため、終戦時に在籍した社員リストの『B（資料名）』のほかに保管されていない。」と証言しているため、申立人の当時の状況及び勤務実態が確認できない。

さらに、申立人が氏名を挙げた元同僚は、旧姓だけしかわからないため所在を確認できず、当時の勤務実態について証言を得ることができない上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年4月16日までの期間、及び同年8月16日から21年1月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B本社における資格取得日に係る記録を昭和48年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月1日から同年5月2日まで

私は、昭和44年9月から平成10年1月末日まで、継続してA社に勤務していたので、厚生年金保険の加入期間に空きは無いはずであり、申立期間はC(地名)からD(地名)へ転勤した時期だったことも記憶しているので、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録等から判断すると、申立人が同社に昭和44年9月1日から平成10年1月末日まで勤務し(昭和48年4月1日に同社C営業所から同社B本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の昭和48年4月1日とすべきA社B本社における資格取得日を、誤って同年5月2日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から39年4月まで

私は、住み込みで働いていた時期に、集金人が来た時、その家の奥さんと一緒に国民年金保険料を納付していた。私が結婚するためその家を出るまでの昭和36年4月から39年4月までの間、納付していたはずなので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区において国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人が申立期間当時一緒に納付していたと主張する申立人の雇用主の妻は既に他界しており、申立期間当時の状況がうかがえない上、申立人は、A区での徴収方法について具体的に記憶しておらず、申立人が申立期間の保険料を納付していた事情がうかがえない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年12月に社会保険事務所（当時）からB町（現在は、C市）に払い出された番号の一つであり、申立人の所持する国民年金手帳の発行日（42年3月4日）から、申立人は、同年3月に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、同時点で、申立期間は時効により保険料を納付することはできず、氏名検索及び申立期間にかかる国民年金手帳番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年3月から同年7月までの期間及び63年7月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年3月から同年7月まで
② 昭和63年7月から同年8月まで

昭和62年3月から同年7月までは、私^あが会社を退職後、国民年金の納付書が届き、母が最寄りの銀行で納付してくれた。また、私がA市Bにある銀行で納付したこともあることを憶えているので、未納とされているのは納得できない。

昭和63年7月から同年8月については、記憶は定かではないが、納付しているはずであり、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年11月に社会保険事務所(当時)からA市に払い出された番号の一つで、オンライン記録により、7年2月24日に同年1月16日にさかのぼって第3号被保険者該当処理が行われていることが確認でき、A市の国民年金被保険者記録カード及び申立人が所持する年金手帳の資格取得年月日(7年1月16日)と符合する。

また、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、制度上国民年金保険料を納付することができない。

さらに、氏名検索及び申立期間に係る国民年金手帳番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は国民年金の加入手続の記憶が曖昧^{あいまい}で、申立人の保険料を数回納付したとするその母も、記憶は定かでない^あと供述しており、申立期間当時の加入及び保険料納付に係る実態が不明である上、ほかに、申立

人が申立期間について保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

昭和 61 年 4 月から国民年金の第 3 号被保険者になったが、当時、昭和 61 年度の国民年金保険料を同年 4 月 30 日に前納で既に納付してしまっていたので、社会保険事務所（当時）に問い合わせたところ、納付した保険料は還付されているとのことだった。

還付先の口座は祖父の当座預金の口座とのことだが、還付された覚えが無いので、還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人が、昭和 61 年 4 月から第 3 号被保険者であったことが確認できる上、A 市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿により、第 3 号被保険者期間と重複する同年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料 8 万 3,140 円が 61 年 9 月 19 日に還付されたことが確認できる。

また、オンライン記録にある還付金の振込み口座は、B 銀行 C 支店において、申立期間当時、D 銀行 E 支店の口座として存在していることを確認している。

さらに、申立人は、申立期間に係る還付金を受け取った記憶が無いと主張するのみで、意見陳述においても、申立内容を推認できるような新たな事情はうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人に申立期間の国民年金保険料が還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 8 月から 57 年 3 月までの期間及び 58 年 2 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 8 月から 57 年 3 月まで
② 昭和 58 年 2 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 55 年 7 月に退職して、56 年 12 月ごろに、A 区役所 B 出張所で国民年金の加入手続をしたところ、職員から「過去に 2 年間はさかのぼって納付できる。」と聞いたので、1 年と数か月分を納付したはずである。その後 58 年に退職した後も銀行や郵便局などで納付していたので、記録が無いのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 12 月ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は、63 年 4 月ごろに国民年金の加入手続を行ったと推認でき、年金手帳の記載により、55 年 8 月 1 日にさかのぼって強制で被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、氏名検索及び申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録により、申立期間①及び②の間の厚生年金保険加入期間は、平成 18 年 11 月 2 日に記録追加されたことが確認できることから、申立人が加入手続を行った時点では連続した未納期間として取り扱われており、加入手続を行った昭和 63 年 4 月の時点で、60 年 12 月以前は時効により国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間について、保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から17年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年4月から17年3月まで
平成14年ごろ、夫の扶養を外れるときに、夫が私の国民年金の切替
手続を行い、申立期間の国民年金保険料をA市B支所で納付してくれて
いたので、申立期間について未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立期間は平成18年6月22日に第3号被保険者の非該当の処理がされるまでは第3号被保険者期間であったため、申立期間当時は申立人が自ら保険料を納付しなくてもよい期間である上、種別変更処理が行われた同年6月時点で、申立期間のうち、16年4月以前は、時効により保険料を納付することができない。

また、切替手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の夫は、既に他界し、申立人は直接関与していないことから、第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続及び保険料の納付実態は不明である上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 1 日から 35 年 1 月 1 日まで

私は、A事業所を退職した後に結婚し、脱退手当金を受給したとされる昭和 35 年 6 月はB（地名）に住んでおりC（地名）にはいなかった。私自身は受給した覚えが無く、C（地名）の実家にいた姉も代わりに受給したことはないと言っており、脱退手当金を受給したとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者証記号番号は、A事業所を退職した約1か月半後の昭和35年2月19日に当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において当該記号番号の重複取消処理が行われた記録がある上、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿においても同処理を行ったことが記載されており、申立期間に係る脱退手当金が同年6月22日に支給決定されていたとすることを踏まえると、重複取消処理は脱退手当金の裁定事務手続に併せて行われたものと考えるのが自然である。

また、申立人の申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る資格喪失日から約5か月半後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人は、脱退手当金を受給したとされる当時は、B（地名）に転居しており、C（地名）の実家にいた姉も、代わりに脱退手当金を受給したことはないと言っていると主張しているが、社会保険事務所（当時）が指定する銀行または郵便局で受領することも可能である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 21 日から 35 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 7 月に A 社に入社し、退社する 36 年 5 月まで同じ会社に勤務していた。途中で休業したような記憶も無いので、申立期間の記録が欠落しているとする年金事務所の回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社で申立期間について継続して勤務していたと主張しているが、同社は、昭和 33 年 8 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、その後の 35 年 8 月 1 日に B 社として再度適用事業所となっており、申立期間において、同社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人と同時期に A 社における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、その後、B 社で再取得した 17 名のうち 2 名について照会したところ、当該事業所が申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていない事情について、「申立期間当時は会社が倒産した後の時期であり、労働組合が経営を引き継いで営業を続けていた。したがって、労働保険、社会保険等はこの時に全員が喪失しているはずである。」「今日、明日を生き延びなければならぬぎりぎりの状況で年金のことなど考えている余裕はなかった。厚生年金保険の記録が皆に無いのはやむを得ないことだと思う。」とそれぞれ供述している。

さらに、上記同僚 2 名は、申立人のことを覚えておらず、当該事業所は平成 3 年 2 月 14 日に適用事業所でなくなっており、当時の関係資料も無いことから、申立人の申立期間当時の勤務実態は確認できない上、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
私は、昭和 50 年 7 月ごろから 8 月ごろまで、A町にあったB事業所に、午後 6 時から 12 時までC（職種）として働いた。本社がD区にあるE社から給料が支払われ、厚生年金保険料も控除されていた。私は、F県G市に本社があるH社にも勤務しており、二重に保険料を控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、D区にあったE社に雇用され、A町のB事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと主張しているが、当該事業所の名称及び類似する名称で、A町地区及びD地区に所在する厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、D地区に近接するI地区に名称が類似するJ社が存在するが、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人は同僚等の氏名を記憶していないことから、当該事業所において同僚調査等を行うことができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 6 月 1 日から 32 年 1 月 13 日まで
ねんきん特別便が届き、平成 21 年 7 月に社会保険事務所（当時）で年金記録を確認した際に、A社B工場に勤務していた昭和 27 年 6 月 1 日から 32 年 1 月 13 日までの厚生年金保険被保険者期間の脱退手当金が支給されたことになっているのを知った。31 年 12 月 30 日にはC県D市の実家で暮らしていたので、脱退手当金を受け取ることはできない。脱退手当金をもらった覚えがないので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から1か月後の昭和 32 年 2 月 13 日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、昭和 37 年 12 月 1 日まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 38 年 5 月から 41 年 11 月まで A 事業所 B 支局に非正規職員として勤務したが、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において A 事業所 B 支局に勤務していたことは推認できるが、同事業所人事担当部門は、「申立人についての人事記録、非正規職員に関する当時の資料及び契約に関する情報については、現在は全く残っておらず、申立てどおりの届出及び厚生年金保険料の納付を行ったかについては不明である。しかし、保険料については、個人から徴収する額と国に支払う保険料額とを毎月チェックしていたはずなので、いったん資格を喪失した者から誤って厚生年金保険料を控除し続けるようなミスは考えられない。」と回答している。

また、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が昭和 38 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した際の健康保険の整理番号は * であるが、40 年 1 月 1 日に資格喪失後同年 10 月 1 日に資格を再取得した際の健康保険整理番号は ** であることが確認できることから、当該事業所が、いったん資格を喪失した後申立期間後の同年 10 月 1 日付けで再取得の手続を行ったと考えられる。

さらに、申立人の A 事業所 B 支局での雇用保険加入記録は、昭和 40 年 10 月 1 日資格取得となっており、オンライン記録の被保険者記録と一致し、申立期間は雇用保険の被保険者期間となっていない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 9 月 21 日から 52 年 4 月 21 日まで
② 昭和 52 年 4 月 21 日から 54 年 8 月 5 日まで
③ 昭和 54 年 11 月 1 日から 58 年 5 月 21 日まで

私は、昭和 51 年 9 月から 58 年 5 月までの期間、A 社、B 社及び C 社において、D（職種）に従事し、その間の月額給与は基本給とインセンティブを合計すると 50 万円から 80 万円だったので、52 年 4 月に新築マンションを購入し、ローンの返済もできた。申立期間の厚生年金保険標準報酬月額が 15 万円から 26 万円と記録されていることに納得がいかないので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間①に係る標準報酬月額が、被保険者資格取得時においては 15 万円と記録されている。また、B 社に係る同名簿によると、申立期間②に係る標準報酬月額が、被保険者資格取得時においては 18 万円、昭和 53 年 8 月には 22 万円と記録されている。さらに、C 社に係る同名簿によると、申立期間③に係る標準報酬月額が、被保険者資格取得時においては 16 万円、55 年 7 月には 26 万円と記録されている。

申立人は、実際の給与支給額より申立期間の上記の年金記録上の標準報酬月額が低いことに疑問があるとしている。

しかし、オンライン記録より当該 3 事業所に勤務していたことが確認できる同僚の一人は、「当該事業所に係る自分自身の厚生年金保険の標準報酬月額については、インセンティブを含まない基本給と一致している。」

と回答している。

さらに、A社の元役員から、当該申立期間に係る回答を得られない上、B社の元役員は、「当時の資料は残っておらず、申立人の申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額を確認することができない。」と回答している。

なお、申立期間③に係る申立人の保険料の控除について、C社の事業主への調査を行う必要があるが、申立人は事業主への調査を希望しないと供述していることから、現在までに判明した資料等から判断せざるを得ない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1762 (事案 615 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月 26 日から 56 年 1 月 1 日まで
当初の判断では認められなかったが、A社は株式会社で、正社員が 5 人いたのだから厚生年金保険の適用事業所のはずであり、自分は国民年金に加入した覚えが無いので、再調査願いたい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、オンライン記録から、昭和 46 年 9 月 26 日に当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなり、その時点での被保険者数が申立人も含め 4 人であったことが確認できること、及び申立人の国民年金保険料収納記録から、申立人が、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、国民年金保険料を納付していたものと認められることから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 4 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回新たに、当該事業所には申立期間においても、事業主夫婦及び申立人を含む 3 人の正社員がいたとして、当該事業所が厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 6 条第 1 項の適用事業所（以下「強制適用事業所」という。）としての要件を満たし、給与から事業主により厚生年金保険料を控除されていたと主張している。

しかし、申立人が申立期間においても勤務していたと主張する同僚は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 46 年 9 月 26 日以前に資格喪失しており、申立期間において、当該事業所は厚生年金保険の強制適用事業所としての要件を満たしておらず、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたとは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 1 月 5 日から 37 年 1 月 1 日まで
② 昭和 38 年 5 月 30 日から同年 10 月 5 日まで

A（職種）になるため、昭和 34 年の年末にB社を退職したC氏の紹介で、当該事業所に35年1月5日に入社した。入社から同年3月31日までは、同月同日に退職したD氏の助手をし、その後、同年4月1日からはE氏に補助してもらいA（職種）として36年12月31日まで継続して勤務していた。また、資格を取得した後の37年1月18日に再度、B社に入社し、41年3月18日に退社した。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は「私は、私の兄がB社を退職した1年か2年後に当該事業所に入社した。」と述べているが、申立人の兄は昭和35年9月15日に当該事業所で厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同年11月10日にF社で厚生年金保険被保険者の資格を取得していることがオンライン記録で確認でき、申立期間①の始期について申立人の主張と相違する。

また、申立人の就職を紹介したとするC氏は昭和37年4月5日に、B社の厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同年4月20日にG社H部門の厚生年金保険被保険者の資格を取得していることがオンライン記録から確認できる。

さらに、申立人は「昭和35年1月5日に業務で使用したのは、ディーゼルエンジンタイプ車のトラックのI（車種）である。」と述べているが、J社は、「ディーゼルエンジンタイプ車は、ガソリンエンジンタイプ車と

異なり同年3月*日から販売した。」と述べている。

加えて、当該事業所は、既に適用事業所ではなくなっており、元事業主は、「申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については当時の関係資料は無く不明である。」と回答していることから、申立期間①当時の申立人の勤務実態は確認できない上、ほかに当該期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、オンライン記録において当該事業所で被保険者期間が複数ある元従業員のうち、連絡が取れた4名は、自身の年金記録に間違いはなく、その空白期間はK（職種）やL（職種）をしており、申立期間当時も同じような従業員がいた旨、述べている。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の被保険者記録は、昭和38年5月30日に資格喪失した後、同年10月5日に再取得した時の健康保険被保険者番号が別番号になっている上、当該事業所の申立期間②に係る上記被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人は、昭和38年10月5日から41年3月18日まで、当該事業所において雇用保険の被保険者になっており、オンライン記録と一致することが確認できる。

加えて、当該事業所は、既に適用事業所ではなくなっており、元事業主は、「申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については当時の関連資料は無く不明である。」と回答していることから、申立期間②当時の申立人の勤務実態は確認できない上、ほかに当該期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から同年4月1日まで
厚生年金保険の加入記録では、私は、A社において厚生年金保険被保険者として平成4年4月1日に資格取得、9年6月21日に資格喪失となっているが、4年2月1日から勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年2月1日からA社に勤務していたと主張しているところ、複数の元従業員は、当該事業所には試用期間があり、その期間は厚生年金保険料を給与から控除されていなかった旨、証言している。

また、申立人が社員名簿（労働者名簿）の写しにおいて雇入日が平成4年4月1日になっていること、及び申立人が認める自筆の履歴書が「平成4年3月27日現在」と記載されていることから、申立人は同年4月1日に正社員として採用されたものと推認できる。

さらに、当該事業所が保管している健康保険被扶養者（異動）届の写しにおいて資格取得年月日が平成4年4月1日と記載されていること、及び管轄社会保険事務所（当時）が同年4月16日に確認の印を押していることが確認できる上、申立人の雇用保険記録では、当該事業所において、同年4月1日から9年6月20日まで加入していることが確認できることから、当該事業所は申立人について4年4月1日に正社員として採用し、その時期に厚生年金保険に加入させたと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月から同年 6 月まで

私は、申立期間においてA社（現在は、B社）C作業所に勤務していたが、この度、ねんきん特別便で厚生年金保険加入期間を確認したところ、申立期間の記録が漏れていることが分かった。勤務していたことは間違いないので調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社C作業所の従業員と写した写真を所持しているが、当該事業所の同僚の氏名を記憶していない上、申立期間において同社で厚生年金保険加入記録のある者9名に写真を確認してもらったが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務期間や勤務実態について証言を得ることができない。

また、上記9名に聴取したところ、複数名から「入社後2か月から3か月程度の試用期間の後に厚生年金保険に加入となったようだ。」との供述がある上、そのうち5名の入社日と厚生年金保険の資格取得日に2か月から4か月の相違が認められることから、当該事業所は申立期間当時、必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったと考えられる。

さらに、当該事業所は、「当時の資料は無く、申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入実態については不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月から 50 年 2 月まで

私は、昭和 43 年 9 月から 50 年 2 月まで A 区 B に在った C 社に勤務していたが、その間、厚生年金保険に加入していたはずであるので、調査の上、その記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 社の当時の状況について、元同僚の証言と申立人の供述が一致することから判断すると、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、元同僚は、「申立期間当時、C 社には、事業主以下全員で 4 人が勤務していたのみであり、同社は、厚生年金保険には加入していなかった。したがって、私は、その間国民年金保険料を納付していた。」と供述しており、当該事業所は、常時従業員数が 5 人以上という当時の厚生年金保険強制適用事業所の要件を満たしていなかったと考えられる。

また、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和 61 年 7 月 4 日であることが確認でき、申立期間において当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではない。

さらに、上記元同僚は、申立期間において国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できる上、元事業主については、当該事業所が新規適用事業所になった日（昭和 61 年 7 月 4 日）に当該事業所における厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

加えて、元事業主は、既に他界している上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 1 日から 36 年 6 月 1 日まで
私は、昭和 34 年 7 月 1 日から 36 年 5 月末まで、A社B支店に勤務し、C市内や周辺市町村でD（職種）をしていたのに、同社での厚生年金保険の被保険者期間がないことに納得できない。当時の社内旅行の写真もあるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた社内旅行の写真及び元同僚の証言から判断すると、期間は特定できないものの、申立人がA社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、「D（職種）は、委任契約のため、社会保険の加入対象外だった。」と回答している上、元同僚も、「当時、社会保険に加入できた者は、内勤者のE（職種）、男子F（職種）、男子G（職種）で、D（職種）、H（職種）等は加入していなかった。」と供述していることから、申立期間当時、当該事業所では申立人のようなD（職種）を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、A社は、「申立てどおりの資格取得及び喪失の届出、保険料納付がなされたどうかについては、当時の状況を知る者も無く、厚生年金保険関係の資料も無いことから確認することができない。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。